

[事案 22-73] 災害死亡保険金請求

・平成 23 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

義父が自宅浴槽内で溺死したが、不慮の事故に該当しないとの理由で災害死亡保険金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年、義父は自宅の浴槽内で溺死したので、死亡保険金を請求したところ、主契約から普通死亡保険金が支払われたが、相手方会社は、虚血性心疾患による病死と判断し、災害関係特約にもとづく不慮の事故を対象とする災害死亡保険金を支払ってくれない。

義父は、以前から心臓は強いと言われており、心疾患による病死との決定には納得できない。義父は、当日は疲労のため浴槽の中で寝てしまい、水がたっぷり入った浴槽の中で起き上がれずに溺死した、不慮の事故であるので、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、被保険者の死亡は不慮の事故によるものではなく、災害死亡保険金を支払うことはできない。

- (1) 検案医は、頭・胸部の CT 検査で異常がないこと、髄液検査での脳出血が否定されていること、溺水の際に見られる法医学的な証拠である気道内の泡沫液の充満、肺内の湯水の貯留の所見が無いこと等から溺水ではなく、検死結果に基づき死因を「虚血性心疾患」と判断している。
- (2) 警察も、被保険者に外傷がなく、争った跡やもがいたような形跡は無かったと述べており、検案医の検死結果により「虚血性心疾患」による病死と判断している。
- (3)他に不慮の事故とみられる形跡も確認されていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等書面の内容にもとづき審理した。その結果、解剖はなされておらず、必ずしも被保険者の死因が明らかとはいえないが、下記事実からすると、被保険者の死因は、入浴中の急病死として虚血性心疾患であったとの疑いが強く、「外来の事故」によるものと認めることはできず、災害死亡保険金の支払対象となる不慮の事故に該当すると認めることはできないことから、生命保険相談所規程第 44 条を適用し、裁定書によりその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 検案医作成の死亡証明書によると、申立人の「直接死因」は「虚血性心疾患」、「死亡の種類」は「病死および自然死」と診断されている。その理由として、検案医は、「頭・胸部の CT 検査で異常がなく、外傷もないこと、脳髄液検査で脳出血が否定されていること、明らかな気道内の水の貯留は確認できず、溺水の際に見られる茸状泡沫が確認できない」と説明をしている。
- (2) 被保険者には、溺死に特有な外表所見としての、外鼻腔、口から微細泡沫が確認されて

いないので、被保険者の死因が溺死であったと認めることはできない。

- (3)また被保険者のCT検査の結果、頭部・胸部に異常はなく、外傷は無いということなので浴槽内での転倒などの事故があったと認めることはできず、脳髄液検査の結果でも、脳内出血も認められていないので、転倒などの事故や、脳内出血が被保険者の死因であったと認めることもできない。